

いじめ防止等対策の取り組みについて

米子工業高等専門学校

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	令和5年7月、令和6年1月に教職員に対して実施したいじめ防止研修の中でいじめの定義を確認し、意識啓発を行っている。	今後も引き続き教員会議等で定期的に周知するとともに、教職員研修の機会を活用し、より一層の共通理解促進を図る。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	いじめ防止プログラムにおいて、いじめ対策委員会の年間計画を策定し、定期的に開催した。そのほか、事案に応じ迅速に開催した。	今後も引き続き定期的に開催するほか、事案に応じて迅速に対応する。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和5年度は以下2回実施した。 ・7月：本校いじめ防止等基本計画及び6月6日付け本部通知を確認後、理解度テストの実施 ・1月：全国高専学生支援担当教職員研修動画の視聴	今後も機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき実施する。令和6年度は年度内に実施予定。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	HP（米子高専いじめ防止計画）及び学内のTeamsへ掲載し、周知するとともに常時確認できるようにした。	今後も教員会議等で定期的に周知していく。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	令和5年度いじめ防止プログラム（年間計画）を作成し、令和5年6月の教員会議で周知するとともに常時確認できるようにした。	令和6年度いじめ防止プログラム（年間計画）を作成し、教職員へ周知した。学内のTeamsへ掲載し、常時確認できるようにしている。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合には、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	HP（米子高専いじめ防止計画）に記載し、周知している。年2回実施の学生面談を依頼する際にも併せて周知した。	今後も引き続き、教員会議や学生・保護者宛連絡、学生面談等で定期的に周知徹底する。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	HP（米子高専いじめ防止計画）に記載、及び令和6年1月に教職員に対して実施したいじめ防止研修の中で重大事態の定義を確認し、意識啓発を行った。実施にあたっての役割も定めている。	今後も引き続き、教員会議や教職員研修の機会を活用し、定期的に周知徹底する。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	逐次共有するようにしていた。	今後も引き続き、いじめ早期発見・事案対処マニュアル等に従い、学校全体として緊密に連携協力しながら対応する体制を推進する。	—
9	令和4年度の取組に對し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	令和6年3月開催のいじめ対策委員会において、令和5年度の取り組みに対する評価・検証を行い、翌年度のプログラムに反映することとした。	今後も引き続き、年度末に点検・検証し、翌年度のプログラムに反映する。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年2回（4月、12月）の学生面談時の実態把握及び年2回（7月、1月）いじめハラスメントアンケートを実施した。結果についてはその都度いじめ対策委員会で共有、また必要に応じて関係教職員に情報共有し、いじめの早期把握と防止に努めた。	今後も引き続きアンケートの実施や教職員間での情報共有を推進し、いじめの早期把握と防止に努める。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとは定期的に情報共有を行った。令和5年12月より、いじめ対策委員会の構成員として新たにスクールソーシャルワーカーを加えた。	今後も引き続き、情報共有を行う。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和5年度は以下2回実施した。 ・7月：鳥取県教育委員会からの講師派遣による講演 ・1月：動画視聴（Eテレ いじめノックアウト）	令和6年度は7月に青年海外協力協会からの講師派遣による講演を行った。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	年2回（7月、1月）の研修を通して学生が理解を深めるための働きかけを行った。	今後も引き続き、いじめ防止週間の啓発や研修等を通して学生が理解を深めるための働きかけを行うとともに、教職員の意識を高める取組を行う。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組みを推進している。	いじめ防止週間中に、学生会から全学生に向けていじめ防止の呼びかけを行うとともに、いじめ防止研修の方法について意見を求め、考える機会を作った。	今後も引き続き、学生会からの呼びかけを継続するとともに、学生間でいじめ防止について話し合うなどの取組みを推進する。	—
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ防止週間（1月）に合わせ、本校の取り組みや計画についてさくら連絡網により保護者へ周知し、学校・保護者相互の連携・協力体制構築に理解を求めた。	今後も引き続き、いじめ防止週間の期間中などを利用して、いじめ防止の取り組みや計画についてHPやメール等で保護者に周知し、学校・保護者相互の連携・協力体制構築に理解を求めていく。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	令和5年度はいじめ認知事案はなかったが、4月に疑いの事案が生じた際には、訴えた学生の保護者へ本校の対応方針を説明し、意向を確認しながら対応した。	いじめ事案が発生した際は、いじめを受けた側、行った側双方の保護者へ本校の対応方針を説明し、意向を確認しながら対応している。今後も引き続き保護者との連携を図り、学校全体としていじめの防止及び早期発見に取り組むことを周知徹底する。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和5年度は、外部有識者からなる評議員会が開催されなかったため説明する機会がなかったが、令和6年6月に開催される予定であり、そこで改めて協力体制の構築を図る。	外部有識者からなる評議員会などにおいて、本校のいじめ防止計画等の取り組みを説明し、連携協力体制の構築を図っていく。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	いじめに関する事案以外でも日頃から連携が取れる体制が構築されている。	いじめに関する事案以外でも日頃から連携がとれる体制が構築されている。今後も、日頃からの連携協力体制が維持できるように努める。	—